

## 新潟県柏崎地域振興局清掃及び特定建築物環境衛生管理業務委託契約書（案）

委託者 新潟県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは新潟県柏崎地域振興局清掃及び特定建築物環境衛生管理業務委託について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、この契約書及び関係法令を遵守し、誠実に業務を実施するものとする。

(1) 業務の名称

- ア 柏崎地域振興局庁舎清掃業務（以下「清掃業務」という。）
- イ 柏崎地域振興局庁舎特定建築物環境衛生管理業務（以下「管理業務」という。）
- ウ 柏崎地区県職員住宅貯水槽清掃業務（以下「職員住宅貯水槽清掃業務」という。）

(2) 業務の内容

業務は別紙「新潟県柏崎地域振興局清掃及び特定建築物環境衛生管理業務委託基準仕様書（以下「基準仕様書」という。）」に基づき実施する。

ア 清掃業務 日常清掃と定期清掃を実施する。

イ 管理業務

- (ア) 建築物環境衛生管理技術者の選任・業務監督
- (イ) 受水槽清掃
- (ウ) 水質検査
- (エ) 簡易専用水道検査
- (オ) 空気環境測定
- (カ) 照度測定
- (キ) 残留塩素の測定
- (ク) 汚水、雑排水詰まり予防
- (ケ) ねずみ・昆虫等生息調査業務

ウ 職員住宅貯水槽清掃業務 貯水槽の清掃及び水質調査を実施する。

(3) 実施場所及び所在地

- ア 柏崎地域振興局庁舎及び庁舎敷地（柏崎市三和町5番55号）
- イ 柏崎地区職員住宅（柏崎市東長浜町9番8号）

（委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 この契約に基づく委託料の額は、次のとおりとする。

年額 金	円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額	円)
(1) 清掃業務委託料	[合計	円]
	(消費税及び地方消費税の額を除く)	
ア 日常清掃料		円
	(月額	円)
イ 定期清掃料		円
(ア) 床面洗浄ワックス清掃 (年1回)		円
(イ) 大会議室カーペット清掃 (年1回)		円
(ウ) 窓ガラス、サッシ清掃 (年1回)		円
(エ) ブラインド清掃 (年1回)		円
(オ) 網戸 (耐震補強箇所サッシのみ) 清掃 (年1回)		円
(カ) 空調室内機等フィルター及び給気ガラリ防虫網清掃 (年1回)		円
(キ) 加湿器ストレーナ、加湿モジュール及びドレンパン清掃 (年1回)		円
(ク) 屋上ゴミ処理 (年1回)		円
(2) 管理業務委託料	[合計	円]
	(消費税及び地方消費税の額を除く)	
ア 環境衛生管理技術者選任・業務監督		円
	(月額	円)
イ 受水槽清掃料 (年1回)		円
ウ 水質検査		
(ア) 特定建築物定期検査 (年1回)		円
(イ) 特定建築物一般検査 (年1回)		円
(ウ) 消毒副生成物検査 (年1回)		円
エ 簡易専用水道検査 (年1回)		円
オ 空気環境測定 (隔月1回)		円
	(1回当たり	円)
カ 照度測定 (年2回)		円
	(1回当たり	円)
キ 残留塩素測定 (週1回)		円
	(1回当たり	円)
ク 汚水、雑排水詰まり予防 (月2回)		円
	(月額	円)
ケ ねずみ・昆虫等生息調査業務 (年2回)		円
	(1回当たり	円)

(3) 職員住宅貯水槽清掃業務	[合計	円]
	(消費税及び地方消費税の額を除く)	
ア 貯水槽清掃料 (年1回)		円
イ 水質検査 (一般、年1回)		円

(権利義務の譲渡禁止)

第4条 甲及び乙は、この契約上の地位並びにこの契約から生じる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約業務の再委託)

第5条 乙は、第三者（以下「再委託先」という。）に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(業務員の指揮監督等)

第6条 乙は、業務の実施に関し新潟県の庁舎管理に関する諸規定を遵守するとともに、業務に従事する者（以下「業務員」という。）の指揮監督はすべて乙において行うものとし、業務員の服務、規律維持等に関して一切の責めを負うものとする。

2 乙は、契約の履行のため必要な業務員を確保し、業務に支障を来さないようにするとともに、業務員の労務管理及び衛生管理について十分な注意を払わなければならない。

3 甲は、次に掲げる室を業務員の控室として無償で提供するものとする。ただし、同控室の清掃は、乙の負担において行う。

柏崎地域振興局庁舎 1階 清掃員控室

(秘密の保持)

第7条 乙は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この契約の遂行のためのみ使用することとする。また、本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは業務の実施状況についての実地調査を行うものとし、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 前項の指示による補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(報告書の提出)

第9条 乙は、業務の実施後、速やかに業務の成果に関する報告書(以下「報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査等)

第10条 甲は、報告書を受理したときは業務の成果についての検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。

3 前項の指示による補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、毎月前月に実施した業務の成果が前条の検査に合格したときは、委託料の請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(契約保証金の納付及び返還等)

第12条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として第3条に定める委託料の額の100分の10に相当する金額以上の金額を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 乙は、契約保証金を納付した場合であって、この契約に定める義務を履行したときは、甲に対し請求書によりその還付を請求するものとする。

5 甲は、前項により乙から適正な請求書を受理したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。

6 第13条第1項から第3項、第14条第1項若しくは第2項の定めにより契約が解除(甲の責めに帰す理由の場合を除く。)され、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙又は作業員が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (2) 甲の委託方針が変更されたとき。
- (3) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。

- 4 甲は、前項第1号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、契約を解除することができる。
- 5 甲は、前各項の規定により契約を解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、損害賠償の責めを負わないものとする。

第14条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めるとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
  - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 前2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

#### （損害賠償）

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、及び新潟県財務規則に違反したときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項によるほか、乙の故意又は過失により、甲に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

3 乙は、業務の実施にあたり甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

#### （経費の負担）

第16条 この契約の締結に要する費用、この契約による業務に要する諸用具類及び消耗品は、基準仕様書に特段の定めがある場合を除き、乙の負担とする。ただし、作業に必要な光熱水費（閉庁日に実施する定期清掃時の空調設備の使用に係る光熱水費を含む。）は甲の負担とする。

#### （業務内容の変更）

第17条 甲は、公務上の必要により、乙に対し臨時に業務内容の変更又は基準仕様書の範囲を超える作業の実施を求めることができる。

- 2 甲は、契約期間中に庁舎等の増改築並びに模様替え等により業務内容に変更を来す場合は、甲乙協議の上、乙に増減に応じた業務内容を実施させることができる。
- 3 前2項の業務内容の増減に伴う委託料の増減については、その都度、甲乙別途協議するものとする。

(協議事項)

第18条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じたときについては、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。)

令和 年 月 日

甲 新潟県柏崎市三和町5番55号  
新潟県  
新潟県柏崎地域振興局長 印

乙  
印